

# ●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落とすとしてないかその点数

## 軟質材料を用いた床裏装について

軟質材料を用いた床裏装について解説する。

患者：67歳・男性

主訴：下の入れ歯で噛むと痛い。

所見：顎堤は高度に吸収。粘膜が薄い。

傷病名： $\overline{7} \overline{7} \overline{7}$  義歯フテキ  $\overline{7} \overline{7} \overline{7}$  MT→MTリソウ

月日	部位	療法・処置	点数
7月1日		初診	234
		主訴：下の入れ歯で噛むと痛い。	/
		所見：顎堤は高度に吸収し粘膜が薄い。	/
		治療計画：不適合な内面を削合することとし、同意を得る。	/
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	歯リハ1 (1) <b>注①</b>	120
		デンフィットを用い、痛みがある5、4相当部の床内面を削合。咬合調整。義歯の新製を説明し、同意を得る。	/
		印象 (既製トレー+アルジネット)	/
		個人トレー制作のための印象	/
7月8日		再診	45
		まだ噛むと痛い。	/
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	パノラマX-R a y バ電 <b>注②</b>	402
		下顎の骨吸収は高度で、5、4部相当の顎堤はバガイ付近まで吸収を認める。骨縁は平坦である。下顎骨内に病的な所見は認められない。	/
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	補診 <b>注③</b>	90
		欠損部の顎堤は高度に吸収。バソ床・バソ歯の義歯の製作について、概要図で患者に説明し、同意を得る。	/
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	機in p	270
		(個人トレーで筋圧形成、歯科用UVレジンソコバカド+アラハ+系印象材)	/
7月15日		再診	/
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	B T (基礎床+ワックス)	280
7月22日		再診	45
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	試適	190
7月29日		再診	45
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	F D set (レジン床)	2372
		人工歯 (バソ歯)	26+27
		義管 <b>注④</b>	230
		前よりも痛みはないかもしれないとのこと。定期的に来院してもらい、経過をみることにし、同意を得る。	/
- 痛みが続き、8~9月は義歯の調整を実施 -			
10月2日		再診	45
		噛む時の痛みは続いているとのこと。下顎の顎堤粘膜に潰瘍は認められないが菲薄である。軟質材料の床裏装を行う。	/
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	補診	70
		欠損部の顎堤は高度に吸収し、粘膜が菲薄。レジン床に対して、軟質材料を用いた床裏装を行う。	/
		概要図を用いて患者に説明し、床裏装の同意を得る。	/
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	連in p <b>注⑤・⑥</b>	228
		義歯床をトレーとして精密印象をとる。	/
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	B T	280
10月3日		再診	45
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	床裏装 (軟) <b>注⑦・⑧</b>	930
		顎堤は高度に吸収し粘膜は菲薄のため、圧痛や咀嚼時に痛みを訴える。(材料名略) <b>注⑨</b>	/
	$\overline{7} \overline{7} \overline{7}$	歯リハ1 (1)	120
		取扱いや清掃方法を説明	/

### 《解説》

**注①** 歯科口腔リハビリテーション料1 (有床義歯の場合) (歯リハ1(1)) を算定した場合は、カルテには、調整部位及び調整方法又は指導内容の要点を記載する。

**注②** レセプトの摘要欄に、「顎堤精査のためのパノラマ撮影」など、欠損補綴のために、歯槽骨の状態などの総合的診断が必要である旨を記載することが望ましい。

**注③** 補診を算定する場合は、カルテには、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計などの要点を記載する。

**注④** 有床義歯の新製が予定されている月に、やむなく旧義歯の調整をする場合は、歯リハ1 (1) を算定し、新製義歯の装着後に新製有床義歯管理料 (義管) を算定できる。

義管を算定する際は、欠損の状態、指導内容などの要点、保険医療機関名及び担当歯科医師の氏名が記載された文書を患者に提供し、写しをカルテに添付する。なお、文書の内容以外に必要な管理事項があれば、要点をカルテに記載する。

**注⑤** 床裏装の際に行った印象採得については、連合印象228点を算定する。

**注⑥** 軟質材料を用いた床裏装は、間接法のみ認められ、直接法では算定できない。

印象採得の算定が無い場合、直接法の軟質材料の床裏装と見なされ、返戻になる例が散見される。印象採得の算定漏れが無いようご注意ください。

**注⑦** 新製義歯の装着日から半年以内の床裏装は、50/100で算定する。そのため、本症例では、軟質材料を用いた床裏装1,400点×50/100+装着料230点=930点を算定する。

また、疑義解釈より、一部の例外を除いて装着日から1カ月経過後でないと半年以内の床裏装を算定できない。

疑義解釈 (平成28年9月1日)	
(問) 区分番号「M030」有床義歯内面適合法について、新たに制作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する取扱いとなったが、有床義歯を制作した月と同月に算定できるか。	(答) 原則として、新製有床義歯の装着日から起算して1月以内は、有床義歯内面適合法の算定はできない。 ただし、以下の場合については算定して差し支えない。 ①区分番号「M018」有床義歯の留意事項通知で規定する「模型上で抜歯後を推定して製作する即時義歯」を装着した場合 (「1 硬質材料を用いる場合」に限る。) ②旧義歯において有床義歯内面適合法の「2 軟質材料を用いる場合」により床裏装が行われていた場合であって、新製有床義歯製作後においても軟質材料による床裏装が必要と判断される場合 (「2 軟質材料を用いる場合」に限る。)

**注⑧** 軟質材料の床裏装は、顎堤の吸収が著しい又は顎堤粘膜が菲薄であるなど、硬質材料では症状の改善が困難である下顎総義歯患者に、義歯床用長期弾性裏装材を用いて、間接法により行った場合に算定できる。

なお、使用できる義歯床用長期弾性裏装材は、下記の通り。

メーカー名	販売名
株式会社ジーシー デンタルプロダクツ	ジーシーラインII
株式会社トクヤマデンタル	ソフリライナー ソフリライナータフ
白水貿易株式会社	ムコプレソ フソフト
ネオ製薬工業株式会社	エヴァタッチ スーパー
株式会社吉田製作所	モロシルプラス

**注⑨** 軟質材料の床裏装を算定した場合は、カルテに、顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態など、症状の要点及び使用した材料名を記載する。

\* 実態に即してご請求ください \*